



もっと子どもたちに向き合いたい!!

長時間労働を抜本的に減らしましょう

県教委も長時間労働解消の方針示す

県教委が設定した業務改善目標 (2017.3.7通知)

**平成29年度からの3年間で、
教員の時間外業務時間を30%削減**

※昨年度の平均時間を基準として毎年10%ずつ削減していく

県教組は一貫して、「業務改善は労働時間がどう減ったかを指標とせよ」と要求してきました。今回、県教委が業務時間削減を数値目標として掲げたことは、これまでの運動の成果です。

その第一歩は適正な労働時間把握

教職員の時給労働時間が社会的な問題に
教職員の深刻な労働実態がマスコミ等でも取り上げられています。私たち県教組は、現場の声を集め、一刻も早く異常な長時間労働が是正されるよう運動をすすめてきました。運動と世論に押され文科省は、勤務時間管理の適正化の必要性等を示し、業務改善の方針を示しています。

県教委が削減目標示す
山口県教委も、3月7日付けで、業務改善の推進に向けた通知を发出し、「実効性のある取組の充実が必要」とあらためて強調しています。さらにこの通知で、時間外業務の削減を数値目標で示し(左の囲み参照)ました。これを確実に推進するための、業務時間の適正な把握についての通知も发出し、以下のことなどを校長に求めています。

① 週休日・休日の部活動等も含んで時間を把握すること
② 実態を正しく把握すること
③ 時間数に上限を設けるなど不適正な対応をしてはならないこと

いづれも、臨時又は緊急やむを得ない必要があるときに限られており、あらかじめ予定されているものは該当しません。時間外勤務を命じる場合

限定4項目
ア. 校外実習その他生徒の実習に関する業務
イ. 修学旅行その他学校の行事に関する業務
ウ. 職員会議に関する業務
エ. 非常災害の場合、児童・生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合

「ボランティア」の名目で、休日や勤務時間外の会議・行事への参加が強制されるようなことがあってはなりません。「ボランティア」であるならば、参加するかしないかはあくまで教職員の判断に任されるべきものです。

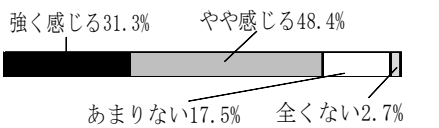
そもそも教員に時間外勤務を命じることは原則としてできません(勤務条例第8条)。例外的に時間外勤務を命じるのできるのは、次の4つの業務に限定されています。

「ボランティア」の強制はできません!!

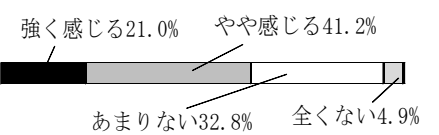


過重労働の解消は喫緊の課題 (県教組2017春アンケート739名分)

身体がもたないかもしれない不安は8割



心の病になるかもしれない不安は6割超



8割以上が勤務時間内に授業準備時間がとれていない

- ・どちらかといえばとれない 42.3%
- ・とれない 41.3%

Q.職場・仕事への不満

1. 人手不足 48.1%
 2. 長時間労働 46.7%
 3. 仕事がつい 32.4%
- (複数回答・上位3項目)

山口県教職員組合 TEL:083-922-1214

勤務時間の割振り変更
私たちの勤務時間は、一週間につき38時間45分と定められています(÷5=一日7時間45分)。労働基準法は教職員には一部適用除外ですが、労働時間の上限を定めた第32条は適用されています。
この勤務時間に基づき、勤務日や週休日、一日の勤務時間、勤務開始時刻、休憩時間を定めるのが「勤務時間の割振り」で、校長が行います。
20時まで行われる会議等への出席が必要な場合は、勤務開始時刻を12時〜20時30分(休憩45分含む)とするなどの変更なしには、勤務を命じることはできません。

県教組は長時間労働解消に向けて提案します

県教委は長時間労働解消の方針を示しましたが、それを具体的に実行していくのは各学校です。しかし、昨年度県教委が行った「業務改善リストの点検・評価」の校長による評価と、県教組アンケートの教職員による評価に大きな乖離が見られました（左の表参照）。実効ある長時間労働解消のために、県教組は以下の取り組みを提案します。

★「例年通り」の教育活動・校務分掌を業務改善の視点で見直してみよう

ビルドの連続で、スクラップがなければ当然仕事は増えていきます。毎年やっているから今年もと考えるのではなく、抜本的な見直しも含めて在り方を議論していくことが大切です。

★成績処理や事務処理の時間を確保しましょう

期末処理日を確保すること、定期的・計画的な短縮日程、ノー会議デー・ノー部活デーを設定することなどで、勤務時間内に仕事ができる日をつくる必要があります。

★休校等に伴う時数確保は無理のない範囲にとどめましょう

学習指導要領解説には、災害や学級閉鎖等で標準時数を下回った場合の対応について「確保に努力することは当然」としながらも、「下回ったことのみをもって学校教育法・・・に反するものとはしない」と明確に示されています。

★学校訪問の負担を軽減しましょう

県教委は正式に「義務教育課の学校訪問で一律に指導案提出を求めている。市町教委にも周知する」と回答しています。学校訪問の回数を減らしたり、時間短縮をすすめる市町教委もあります。

★学力テスト対策に使う時間を減らし、授業を充実させましょう

学力テスト対策に対する県教委の姿勢は（県教委は学力テスト対策ではないと言っていますが・・・）「強制ではなく、あくまでお願い」です。テスト対策を行ったことで授業時数が足りなくなる等が起これば本末転倒です。教育課程は子どもの実態に応じて各学校の主体的判断で編成されるもので、上から押しつけられる施策を付度して決めるものではありません。

★子どもたちへの負担という視点を大切にしましょう
始業前・昼休み・放課後を使った補習、学校行事の準備などは、もちろん必要な場面もありますが、恒常的に行われるとなると、教職員の働き方の面だけでなく、子どもたちへの負担という面からも問題があります。こうした視点もふまえた業務削減が大切です。

★産業医の面接を積極的に受けましょう

各市町には産業医が配置されており、希望すれば面接を受けることができます。面接を受けた産業医は、校長や教委に対する業務改善等の勧告・助言など、必要な措置を講じる役割を担っています。

★教育委員会には、押しつけ施策の削減と大幅定数増を求めます

多忙化の根源は、仕事量の多さと人手不足です。県教組は業務の効率化のみをすすめるのではなく、抜本的に仕事を減らすよう教委に求めています。同時に、ゆきとどいた教育をすべての子どもに保障する観点からも、大幅な教職員定数の増員を求めています。



各学校の「業務改善」は進んでいる??

県教委「業務改善取組リストによる点検・評価(年度末)」と県教組「2017春闘アンケート」で肯定的回答の割合を比較

	県教委 点検・評価	県教組 春闘アンケート
勤務時間外の業務の実態や原因を把握し、業務の縮減に努めている	96.3%	12.3%
教職員からの意見や提案等を取り上げ、業務改善に取り組んでいる	97.3%	11.3%
出張は効果と必要性を検討し、出席・参加を精選している	97.6%	17.5%

校長と教職員の回答に大きな乖離があります

※小学校のデータ。県教委調査は校長が、県教組調査は523名の教職員が回答

部活休養日を設定しましょう 競技力向上のためにも重要です

部活動の在り方については様々な課題が指摘されています。こうした中で県教委は、「学校の決まり」として部活動の休養日を設定するよう通知を出しました。

休養日の設定は、教職員の働き方だけではなく、子どもたちの心身のコンディショニングを整えるため、ひいては競技力向上のためにも重要です。全国高校大会で6度優勝の東福岡高校ラグビー部は、基本的には週1日、試合のない時期は週2日の休養日を設定し、長期

間の大会後は、約2週間休養することもあるそうです。

また、子育て・介護など、教職員の抱える事情は様々で、勤務時間を超えて行われる部活への関わり方については、教職員の意向が最大限尊重されなくてはなりません。そのためには、部活指導員の配置（宇部市で国の事業を活用して今年度配置）などの条件整備も必要があります。



県教委が示す部活動休養日等の設定基準

- 週1日以上は、休養日を設定すること。
- 月に1回以上は、土曜日又は日曜日に休養日を設定すること。
- 活動時間は、平日は2～3時間以内、土曜日・日曜日は3～4時間以内とすること。

山口県教職員組合

山口市大手町2-1 8 県教育会館4階 TEL:083-922-1214